

必要書類のご案内

B. 遺言書がなく、遺産分割協議書がある場合

	書類名等	入手先	チェック
1. お客様にご準備・作成 していただく書類	相続手続依頼書	肥後銀行	<input type="checkbox"/>
	相続に関する委任状	肥後銀行	<input type="checkbox"/>
	遺産分割協議書	—	<input type="checkbox"/>
	お亡くなりになった方の通帳・証書	—	<input type="checkbox"/>
	相続手続代表者様のご本人確認書類 (運転免許証、保険証、マイナンバーカード等)	—	<input type="checkbox"/>
2. 公的機関等へ請求し、 ご提出いただく書類	法定相続情報の証明書 (注1) (法定相続情報一覧図の写し)	法務局 (登記所)	<input type="checkbox"/>
	すべての相続人様の印鑑証明書	市区町村役場	<input type="checkbox"/>

(注 1) 取得に必要な書類は別途法務局へご確認ください。お取引内容や被相続人・相続人の状況により戸籍謄本での対応が可能な場合もあります。その場合、「被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 (代襲相続が発生している場合は、被代襲相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本も必要)」をご提出ください。